

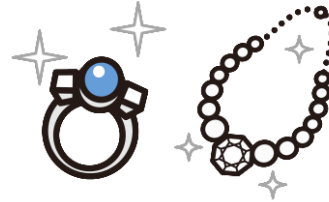
よこすか

第26号

## 消費生活レポート

今回の話題

不用品の買い取りにご注意！



「不用品を買い取るというので家に来てもらったが強引に貴金属を買い取られた」など、不用品の買い取り事業者に、貴金属を強引に買い取られたという相談が、消費生活センターに多く寄せられています。特に60歳以上の高齢者の方からの相談が多く、中でも女性の割合が高くなっています。

最初の電話では「何でも買い取る」と言われますが、来訪後、「不用品だけでは買い取れない。貴金属はないか」と求められたり、「売らなくてもいいからアクセサリーの査定だけさせて」と粘られたりして、結果的に「不本意な売却をしてしまった」「品物を取り戻したい」といった事例が発生しています。

## ◇相談事例

「不用品な着物や衣類を買い取る」と女性が訪問してきた。突然だったので、すぐには用意できないことを伝えると、1時間後に今度は男性が来た。いらぬ衣類を出したが、衣類には目もくれず、「指輪やネックレスはないのか？」と強い口調で言われた。何度も断ったが帰ってくれないので、しかたなく、指輪等を含めて2万5千円で買い取ってもらった。だが日が経つにつれて、形見の指輪を渡したことを後悔し、また買い取り価格が安すぎると思い、買い戻したいと電話をしたところ「商品は別の業者に渡してしまった」と言われた。

## ◇アドバイス

◆消費者が「売り手」となるこのような契約は、「特定商取引法」で「訪問購入」として規制されています。この法律では、

- ・消費者が事業者に訪問購入を要請しない場合の勧誘を禁止
- ・勧誘を始める前に、業者名や来訪の目的を明らかにする
- ・契約書面の交付（物品の種類や価格、契約解除に関する事項などを記載）
- ・断っている消費者への再勧誘の禁止

などが定められています（ただし、買い取り業者が勧誘電話をかけることについては規制がありません。）

うら面もご覧ください

- ◆自宅で物品を買い取ってもらう訪問購入では、購入業者が突然訪問して勧誘することは法律で禁止されています。突然訪問してきた購入業者は家に入れないようにしましょう。
- ◆また、前もって電話等で連絡した場合でも、消費者が事前に承諾した買い取り対象以外の物品について売却を求めることは法律で禁止されています。「貴金属はないか」などと当初とは違う物品の売却を突然求められたときは、きっぱりと断りましょう。
- ◆一人で業者と対応するのは避けましょう。来訪した業者に買い取りを依頼する場合は、家族や友人の方が同席するようにしましょう。
- ◆売るつもりがない時は、曖昧な返答はせずに、「売る物はありません」「もう電話をしないでください」「帰ってください」ときっぱり断りましょう。また、退去を求めても帰らなかったり、脅すような言動があった場合は、警察に通報しましょう。
- ◆訪問購入はクーリング・オフすることができます（法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日間）。この期間内は購入業者に物品を引き渡さないこともできるので、物品を渡さないこともトラブル回避に有効です。なお、書面の記載不備がある場合やクーリング・オフ妨害行為がなされた場合には、8日間を経過していても、クーリング・オフできる場合もありますので、あきらめないでください。
- ◆仮に、渡した品物を事業者が転売したとしても、売主がクーリング・オフすれば、転売先から品物を取り戻せます。しかし、先方がすんなりと返してくれるかどうかわかりませんので、契約は慎重に行い、クーリング・オフ期間中はなるべく品物を渡さないようにしましょう。
- ◆売却したときは、契約書面の交付を求めましょう  
購入業者には以下の事項を記載した契約書面を消費者に交付する義務があります。
  - ・物品の種類や特徴
  - ・購入価格
  - ・クーリング・オフについての説明事項
  - ・申し込みや契約の年月日
  - ・事業者の住所、名称、連絡先、担当者の氏名
 業者との交渉などで必要となる場合があるため、書面を受け取ったら大切に保管しておきましょう。
- ◆ただし、一部物品（※）は、クーリング・オフをはじめ、訪問購入の規定が適用されませんので、注意しましょう。  
※二輪以外の自動車、家具、大型家電、本・CD・DVD・ゲームソフト類、有価証券
- ◆お困りの際は、横須賀市消費生活センターにご相談ください。



■消費生活相談窓口（横須賀市消費生活センター）



- 電話 821-1314（相談専用電話）
- 相談受付時間 月曜日～金曜日 9：00～16：00  
（祝日、年末年始の休館日は除く）

※ 対象は横須賀市民のみです